



届出・登録・証明

住民登録の届出

問 串木野庁舎 市民生活課 ☎33-5611

住居の異動や世帯の内容が変わったときは、必ず決められた期間に転入・転出・転居等の手続(住民基本台帳の登録)をしてください。

住民基本台帳は本市の市民であることを証明するためにあります。本市の住民基本台帳に登録がなされていないと、本市の福祉・医療・生活環境等のサービスを受けられない場合があります。

届出の際は、届出を行う方の本人確認を行いますので、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)をお持ちください。

届出事項	届出期間	届出人	届出時に必要なもの
転入届 他の市町村から引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または 同一世帯員 (上記以外の場合は 委任状が必要)	・転出証明書(前居住地の市区町村で交付) ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
転出届 他の市町村へ引っ越すとき	市外へ住所を移す日まで、 または市外へ住所を移した 日から14日以内		・介護保険被保険者証(該当者のみ) ・印鑑登録証(登録者のみ)
転居届 市内で引っ越したとき	市内で住所を変更した日 から14日以内		・マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ・介護保険被保険者証(該当者のみ)

マイナポータルを通じたオンラインでの転出届・転入(転居)予約

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じて転出届の提出から転入(転居)の予約まで一括して行うことができます。このサービスを利用する方は、転出の手続では市役所窓口への来庁が原則不要になります。



戸籍の届出

問 串木野庁舎 市民生活課 ☎33-5611

戸籍の届出の受付時間・受付窓口は、以下のとおりです。
なお、市来庁舎では受付できませんのでご注意ください。

受付時間	受付窓口
▶ 平日 8:30~17:15	串木野庁舎1階 市民生活課
▶ 平日の上記以外の時間帯 ▶ 土・日・祝日・年末年始	串木野庁舎地下 宿直室(預かりのみ。翌開庁日以降に審査)

主な戸籍の届出については、以下のとおりです。届出後は、他の課において手続が必要な場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

届出名	届出期間	届出人 (本人の署名が必要)	必要書類等 (主なものを掲載)
出生届	生まれた日から14日以内 (生まれた日を含む。)	生まれた子の父または母	・出生届書 (病院でもらえます。) ・母子健康手帳 等
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・同居の親族 ・その他の同居者 ・家屋管理人 等	・死亡届書 (病院でもらえます。)
婚姻届	届出をした日から法的効力が発生します。	夫になる方と妻になる方	・婚姻届書(成人2名の署名等が必要) ・本人確認書類 ・マイナンバーカード 等
離婚届 (協議離婚)		夫と妻	・離婚届書(成人2名の署名等が必要) ・本人確認書類 ・マイナンバーカード 等
離婚届 (裁判離婚)	裁判が確定した日から10日以内	裁判の申立人	・離婚届書 ・調定調書の謄本等 ・マイナンバーカード 等
転籍届	届出をした日から法的効力が発生します。	戸籍の筆頭者と配偶者	・転籍届書

※戸籍の届出をしただけでは、住所は変更されません。住所も変更する場合は、必ず「住民異動届」を提出してください。

※上記以外の届出や外国人との届出の場合は、事前に市民生活課にご相談ください。



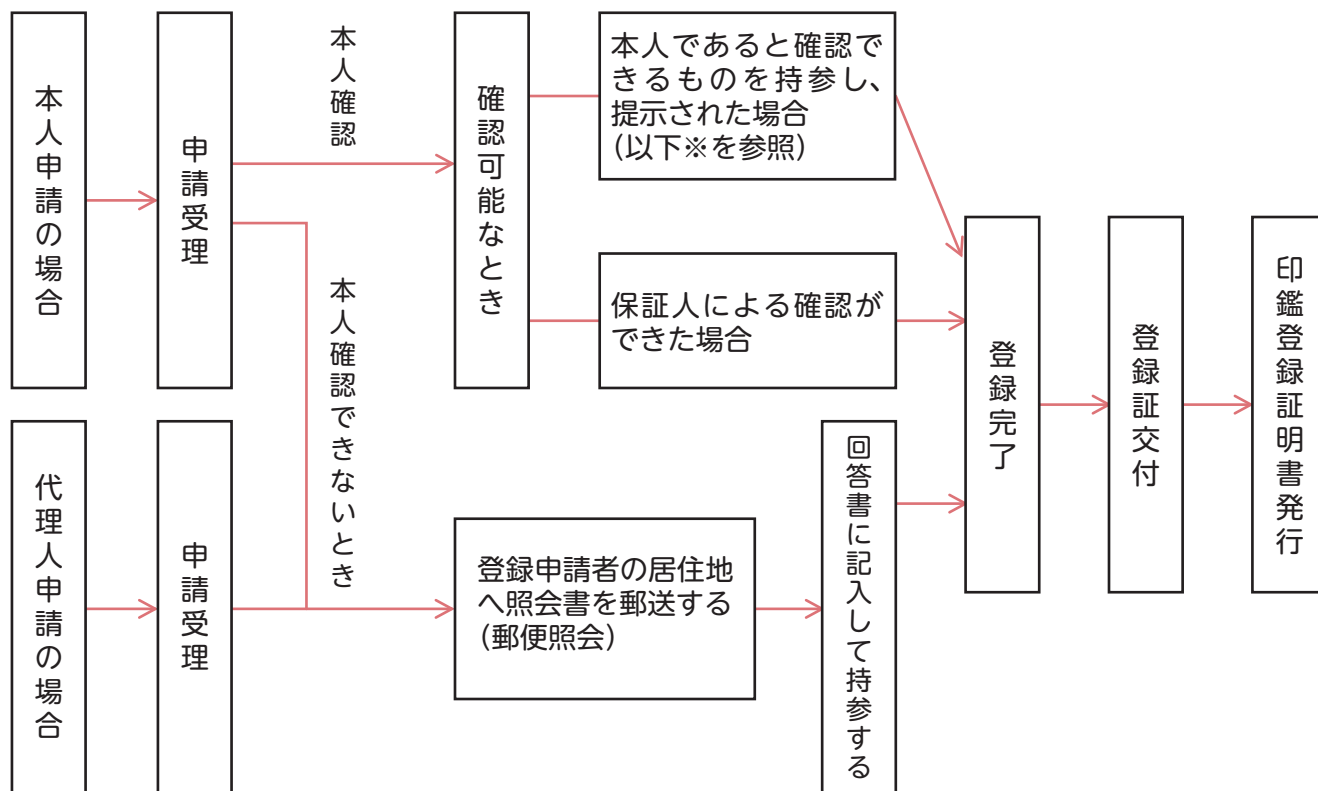
いちき串木野市に住民登録をしている15歳以上の方は、1人につき1個の印鑑を登録できます。(2人以上の方が同じ印鑑を登録することはできません。)

区分	必要なもの	備考
本人が申請する場合	・登録する印鑑 ・顔写真のついた本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)	※本人確認ができない場合は、郵便で確認書類を本人宛てに送付するため、登録までに数日かかります。
本人が保証人と申請する場合	・登録する印鑑 ・保証人の印鑑登録証(カード) ・保証人の登録している印鑑	※保証人は、本人と一緒に来庁ください。ご一緒でない場合、登録できません。
病気、その他やむを得ない理由で 代理人が申請する場合	・登録する印鑑 ・代理権授与通知書 ・代理人の顔写真のついた証明書 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)	※郵便で確認書類を本人宛てに送付するため、登録までに数日かかります。

※次のような印鑑は登録できません。

- ①住民基本台帳に記録または登録している氏名、氏もしくは名または氏及び名の各一部を組み合わせたもので表していないもの
- ②職業・資格など他の事項を合わせて表しているもの
- ③ゴム印やその他の印鑑で変形しやすいもの
- ④印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺25mmの正方形に収まらないもの
- ⑤印影が不鮮明なものまたは文字の判読が困難なもの
- ⑥①～⑤に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと市長が認めるもの

印鑑登録の流れ



※本人であると確認できるものとは、次のようなものです。

マイナンバーカード・運転免許証・官公署発行の免許証・許可証など(写真付きでプレス割印してあるもの)など



届出・登録・証明

各種証明書発行手数料

問 串木野庁舎 市民生活課 ☎33-5611 市来庁舎 市民総合窓口係 ☎21-5111

市民生活課窓口で請求できる主な証明書等の種類と手数料は次のとおりです。

住民票や戸籍関係証明書等の申請時に、本人確認を行います。マイナンバーカード、運転免許証など公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書を提示してください。

証明書の種類	手数料	必要なもの	備考
住民票の写し	1通 200円	・本人確認書類 ・委任状 (代理の場合)	請求できるのは本人または同一世帯の家族の分です。それ以外の方は、委任状が必要です。
住民票記載事項証明	1通 200円		定まった様式がある場合は、ご持参ください。
印鑑登録証明書	1通 200円	・印鑑登録証	
戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)※	1通 450円	・本人確認書類 ・委任状 (代理の場合)	請求できるのは戸籍に載っている方・直系親族・配偶者の分です。それ以外の方は、委任状が必要です。 ※広域交付の対象です。
戸籍の個人事項証明書 (戸籍抄本)	1通 450円		
除籍の全部事項証明書 (除籍謄本)※	1通 750円		
除籍の個人事項証明書 (除籍抄本)	1通 750円		
改製原戸籍謄本※・抄本	1通 750円		
戸籍電子証明書提供用 識別符号	1通 400円		
除籍電子証明書提供等 識別符号	1通 700円		
戸籍の附票・除附票の 写し	1通 200円		
戸籍届出受理証明書	1通 350円		戸籍届を提出した市町村の窓口での申請になります。
身分証明書	1通 200円		請求できるのは本人のみです。
広域交付住民票	1通 200円	・本人確認書類	本市以外の市町村分の住民票写しを取得できます。本籍の表示はありません。
自動車臨時運行許可証	1両 750円	・自動車検査証 ・自動車損害賠償責任保険証	自動車の新規登録または継続検査等のために回送する場合に使用する臨時の番号です。運行経路の最寄りの市役所でも取得できます。



届出・登録・証明

各種証明書のコンビニ交付サービス

問 串木野庁舎 市民生活課 ☎33-5611

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機から住民票の写しなどの各種証明書を取得できます。

利用に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号(数字4桁の利用者証明用電子証明書)

取扱時間

6:30~23:00(年末年始12/29~1/3及びメンテナンス時を除く。)

取扱いできる店舗

- ・セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート等全国のコンビニエンスストア
- ・羽島郵便局(本市で管理する証明のみ。平日9:00~17:00)など

取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍謄抄本
- ・戸籍附票の写し
- ・各種税証明書

マイナンバーカード(個人番号カード)

問 串木野庁舎 市民生活課 ☎33-5611 市来庁舎 市民総合窓口係 ☎21-5111

マイナンバーは、国民一人一人が持つ固有の番号で、国民の利便性向上や行政の効率化のために使われるものです。

身分証明や健康保険証として利用できる「マイナンバーカード」が、以下の申請方法により交付されます。いずれの方法も、申請または交付の際に、国の定めに則った厳格な本人確認が実施されます。

申請場所、方法

申請場所・方法等	
①マイナンバー窓口 (市民生活課内)	申請書記入、市職員が顔写真を撮影(無料) 出来上がったカードを、市役所窓口まで来庁または自宅への郵送で受け取る。
②市内5郵便局 (芹ヶ野・羽島・生福・大里・川上)	交付申請書(二次元コード付き)を持参し、局員が顔写真を撮影(無料) 自宅に交付通知書(はがき)が届いてから、市役所の窓口に来庁しカードを受け取る。
③その他	郵送・スマートフォン・パソコン・まちなかの証明用写真機でも申請可能

受取方法

自宅に交付通知書(はがき)が届いた後、本人確認書類(※)・通知カード等必要書類を持参して市役所に来庁し受け取る。

※受取は原則本人です。やむを得ない事情がある場合は、代理人への交付が認められるケースがありますので、事前にマイナンバー窓口までご相談ください。

マイナンバーカードを紛失した場合(一時停止の届出)

マイナンバーカード総合フリーダイヤル ⇒ ☎0120-95-0178

旅券の発給(パスポート)

問 串木野庁舎 市民生活課 ☎33-5611

日本国籍を有するいちき串木野市民及び単身赴任や通勤・通学などの理由でいちき串木野市に居所がある方を対象に旅券の申請受付・交付を行っています。

申請・交付場所

市民生活課(串木野庁舎)

取扱時間

月～金 8:30～17:15(祝日及び年末・年始休暇中の期間を除く。)

申請に必要な書類

- ・一般旅券発給申請書
- ・戸籍謄本
- ・写真
- ・本人確認書類

その他、申請の種類、状況によって必要なものが異なりますので、詳しくはお問合せください。

申請からパスポート交付までの所要日数

約1か月

手数料(交付時に必要)

有効期間	年齢	申請の種類	収入印紙	収入証紙	合計
10年	18歳以上	書面申請	14,000円	2,300円	16,300円
		オンライン申請		1,900円	15,900円
5年	12歳以上	書面申請	9,000円	2,300円	11,300円
		オンライン申請		1,900円	10,900円
	12歳未満	書面申請	4,000円	2,300円	6,300円
		オンライン申請		1,900円	5,900円
残存有効 期間同一		書面申請	4,000円	2,300円	6,300円
		オンライン申請		1,900円	5,900円



オンライン申請

令和7年3月24日から、パスポート申請がマイナンバーカードを使ってマイナポータルからオンラインでできるようになりました。オンライン申請を行うと、原則として窓口に行くのは受領の時の1回のみになります。なお、これまでどおりの紙の申請でも申請できます。

相談

市民相談

問 串木野庁舎 市民生活課 ☎33-5612

市民相談は、市民の皆さんの悩みに応じて、適切な機関等にお繋ぎします。相談料は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

なお、相手との交渉や手続の代行等はいりません。

心配ごと相談

問 (社)社会福祉協議会 ☎32-3183
串木野庁舎福祉課 ☎33-5619

相談は無料です。お気軽にご相談ください。秘密は厳守されます。

※串木野高齢者福祉センターでは生活・福祉に関する相談は相談日に限らず随時受け付けます。

※法律相談を希望される方は事前に社会福祉協議会に予約してください。月1回定員6人

※公証役場相談を希望される方は事前に社会福祉協議会に予約してください。月1回定員3人

※年金・保険・交通事故相談を希望される方は事前に社会福祉協議会に予約してください。月3回各回定員3人

※それぞれの相談種別の相談日は、毎月の広報紙でお知らせします。

相談場所と相談時間	相談種別	相談員
串木野高齢者福祉センター 9:00～12:00	生活・福祉相談	心配ごと相談員
	年金・保険・交通事故相談	社会保険労務士
	財産・登記相談	司法書士・行政書士
	税金・経営相談	税理士
	法律相談	弁護士
	公証役場相談	公証人
市来高齢者福祉センター 10:00～12:00	生活・福祉相談	心配ごと相談員

行政相談

問 串木野庁舎 まちづくり防災課 ☎33-5632

国・県や市などの行政機関に対する疑問・苦情や意見・要望などについて、本市担当の行政相談委員が相談に応じます。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

※相談日は、毎月の広報紙でお知らせします。

相談場所と相談時間	
串木野高齢者福祉センター	9:00～12:00
市来高齢者福祉センター	10:00～12:00

消費生活相談

問 消費生活センター ☎33-5638

訪問販売によるトラブルや店舗等で購入した商品のトラブル、クレジットカードのトラブルや借金など、契約に関する相談を消費生活相談窓口では受け付けています。お気軽にご相談ください。

●相談受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く。）

8:30～17:00

（12:00～13:00を除く。）

消費者ホットライン 188(イヤヤ)

（土日祝の相談先 10:00～16:00）



届出・登録・証明

おくやみ窓口必要書類のご案内

問 いちき串木野市役所 市民生活課 ☎33-5612

身近な方が亡くなられた後のご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、「おくやみ窓口」を設け市役所における手続を、1つの窓口でまとめてサポートしますので、以下の必要書類をご持参ください。

※予約制ではございませんが、手続には1～2時間程度かかりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

また、それ以上かかる場合もありますのでご了承ください。

※予約制のため、右の二次元コードから必要事項を入力の上、ご予約をお願いします。



亡くなられた方のもの

- ☐ 印鑑登録証
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 年金手帳・基礎年金番号通知書または年金証書
- ☐ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
- ☐ 市役所から交付された各種受給者証(限度額認定証、特定疾病療養受給者証、医療費助成金受給資格者証など)

※紛失・探しても見当たらない場合は、窓口にてご相談ください。

※故人が社会保険に加入している場合は、勤務先にお問合せください。

ご来庁される方のもの

- ☐ 窓口にお越しになる方の本人確認書類
 - ・1点でよいもの(写真付きのもの) マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳等
 - ・2点でよいもの(写真付きでないもの) 介護保険被保険者証、被保険者証または資格確認書(健康保険)、各種年金証書、年金手帳
- ☐ 預金通帳(相続人代表、喪主)
- ☐ 印鑑(届出人、相続人代表、喪主)

※署名をすれば原則不要ですが、手続によっては必要となる場合があります。

※マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードをお持ちであればご持参ください。

※請求者・喪主様が来庁できない場合は委任状をご持参ください。



届出・登録・証明

市役所でできる手続一覧

ご家族が亡くなられた場合以下の手続が必要ですので、平日の8時30分から16時までの間に、市民生活課(串木野庁舎・市来庁舎)でお手続きくださいますようお願いいたします。

確認	手続内容	必要なもの	担当窓口
住民登録 関係	印鑑登録証、住民基本台帳カードの返納 ※マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(顔写真付)は返却不要	・印鑑登録証 ・住民基本台帳カード	市民生活課 ☎33-5612
	死亡に関する記事の掲載希望(市の広報紙用) ※南日本新聞社等に掲載希望の場合は、各自で依頼(FAX送信)	・掲載希望用紙	
年金	未支給年金、遺族年金の請求等	・亡くなられた方の年金証書・年金手帳 ・請求者のマイナンバー(通知)カード、預金通帳、本人確認書類	
畜犬管理	犬の所有者変更手続		
国民健康 保険	葬祭費の支給申請	・喪主様名義の通帳(葬祭費振込用)	健康増進課 保険給付係 ☎33-5613
後期高齢者 医療保険	葬祭費の支給申請、相続人代表届	・喪主様名義の通帳(葬祭費振込用) ・相続人様名義の通帳	
介護保険	介護保険被保険者証の返還等	・介護保険被保険者証	長寿介護課 介護保険係 ☎33-5673
税金	税・保険料の納税・納入、還付金受取人の届出、納税管理人の届出、納税・納入方法の変更、名義変更等	・相続人様名義の通帳	税務課 管理収納係 ☎33-5615
水道	使用者、支払方法等の変更		土木総合窓口係 ☎33-5679
防災行政 無線	防災行政無線機の返却(一人世帯の方が亡くなった場合)	・防災行政無線機	まちづくり 防災課 ☎33-5632
安定ヨウ 素剤	安定ヨウ素剤の返却 ※希望者のみ配布したものです。	・安定ヨウ素剤	
農地	農地の相続に関する届出 ※農地の所有者が亡くなり、相続等によって農地の権利を取得された方		農業委員会 ☎21-5118
福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の資格及び手当の喪失手続等	・印鑑 ・各種手帳 ・預金通帳	福祉課 障がい者支援係 ☎33-5652



届出・登録・証明

〈 告 告 〉



司法書士・行政書士
南竹龍一事務所

お気軽にご相談ください。

- 相続に関するさまざまな手続き
(遺言作成・遺言執行・相続登記など)
- 不動産登記・商業登記
(名義変更・抵当権の設定・抹消登記・会社設立・役員変更登記など)
- 債務整理・裁判業務
(任意整理(過払金の取り戻しも含む)・個人再生・自己破産など)
- 後見業務
(成年後見・任意後見制度の利用など)

TEL 0996-29-3878

いちき串木野市旭町2番地1 FAX 0996-29-3873

- ・土地・建物の登記・測量
- ・土地境界に関する相談・管理
- ・ドローンによる写真測量
- ・レーザースキャナによる3D測量

土地家屋調査士法人 **あさひ**

代表/土地家屋調査士 上小鶴 一善

土地家屋調査士 田中 文雄

いちき串木野市旭町97番地2

TEL 0996-32-0006

LINE 公式アカウント

友だち追加
LINE でお問合せ頂けます！



市役所以外で行う手続(主なもの)一覧

※手続は、最終住所地がいちき串木野市の死亡者を対象として案内しております。
 ※必要書類等については、各窓口へお問合せください。

	届け・手続の内容	手続先	時期
相続	遺言書の検認	鹿児島家庭裁判所 〒892-8501 鹿児島市山下町13番47号 ☎099-222-7121	速やかに
	相続の放棄		3か月以内
	株券、国債等の名義変更	証券会社、金融機関等	
	預貯金の解約・名義変更		
健康保険	社会保険の埋葬料請求	協会けんぽ 鹿児島支部 〒892-8540 鹿児島市加治屋町18-8 ☎099-219-1734	2年以内
	社会保険の高額療養費申請	または各健康保険組合及び勤務先	医療費支払いから2年以内
保険	生命保険の請求、廃止等	契約先の生命保険会社等 ※葬儀社からもらった「死亡診断書(死体検案書)のコピー」は、最低1枚は保管してください。(原則再発行不可)	
税金	所得税準確定申告	伊集院税務署 〒899-2591 日置市伊集院町下谷口1532 ☎099-273-2541	4か月以内
	相続税申告		10か月以内
年金	厚生年金 企業年金 各種共済年金	川内年金事務所 ☎0996-22-5276 企業年金コールセンター ☎0570-02-2666 各共済組合(公立学校共済組合など)	速やかに
	農業者年金(受給者死亡の手続)	各農協	速やかに
光熱費等	電話、携帯電話、プロバイダー契約等解約・名義変更、クレジットカード解約	各契約先会社	速やかに
	電気・ガス料金名義変更	各契約先会社	速やかに
	NHK受信料名義変更	NHK鹿児島放送局 〒892-0814 鹿児島市本港新町4-6 ☎099-805-7000	速やかに
不動産	土地、建物名義変更	鹿児島地方方法務局 川内支局 〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-24 ☎0996-22-2300	速やかに
自動車	普通自動車・バイク(126cc以上)の名義変更・廃車	鹿児島運輸支局 谷山港庁舎 〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-1 ☎050-5540-2089	死亡日から15日以内
	軽自動車の名義変更・廃車	軽自動車協会 鹿児島事務所 〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-38 ☎050-3816-1761	死亡日から15日以内
	運転免許証の返納	いちき串木野警察署 〒896-0031 いちき串木野市東島平町6227 ☎0996-33-0110	速やかに



届出・登録・証明

